規　則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月一日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第五十六号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

様式第十五号を次のように改める。

様式第１５号（第１５条関係）

収　　入　　申　　告　　書

（宛先）
埼玉県知事
（住　　所）
（住 宅 名）
（住宅番号）
（氏　　名）

年　　月　　日

埼玉県県営住宅条例第１８条第１項の規定により、私及び同居者の収入について、次のとおり申告します。

カード	21 22 01	住　宅　扶　助　有　無	23

団地コード	住宅コード	入居年月日	頁	調査
1　5	6　11	12　18	19	20

名義人の自宅・携帯及び勤務先の電話番号													
自宅・携帯	24												36
勤務先	37												49

カード	個人No.	続柄	続柄コード	氏名（１行目はカナ、２行目は漢字） 個人番号（３行目）	生年月日 元号	年	月	日	年齢	性別	同居区分	勤務先名（15文字以内）	その他所得	給与・年金所得	障害コード	ヒトリ親コード	カフコード	書類不備
21 02	23 24		25 26	27 46 47 76 77 88	89	90 91	92 93	94 95		96	97	98 127	145 152	129 136	138 139	140	141	142
21 03	23 24		25 26	27 46 47 76 77 88	89	90 91	92 93	94 95		96	97	98 127	145 152	129 136	138 139	140	141	142
21 04	23 24		25 26	27 46 47 76 77 88	89	90 91	92 93	94 95		96	97	98 127	145 152	129 136	138 139	140	141	142
21 05	23 24		25 26	27 46 47 76 77 88	89	90 91	92 93	94 95		96	97	98 127	145 152	129 136	138 139	140	141	142
21 06	23 24		25 26	27 46 47 76 77 88	89	90 91	92 93	94 95		96	97	98 127	145 152	129 136	138 139	140	141	142
21 07	23 24		25 26	27 46 47 76 77 88	89	90 91	92 93	94 95		96	97	98 127	145 152	129 136	138 139	140	141	142

備考　１　太線で囲んだ部分のうち、空欄の部分を記入し、印刷された文字に誤りがある場合は、＝線で消して欄内の余白に正しく記入すること。
２　続柄コードは（名義人 01、夫 11、妻 12、子 21、子の配偶者 31、父 41、母 42、義父 45、義母 46、祖父 51、祖母 52、孫 55、兄 61、弟 62、姉 63、妹 64、おじ 71、おば 72、おい 73、めい 74、その他 99）、元号コードは（明治１、大正２、昭和３、平成４、令和５）、性別コードは（男１、女２）、同居区分コードは（同居０、別居１、遠隔地扶養２）とする。
３　電話番号に変更がある場合は、必ず訂正すること。

様式第十六号、様式第二十六号及び様式第二十七号中

「

内訳	同居扶養控除
	老人扶養控除
	特定扶養親族控除
	普通障害者控除
	特別障害者控除
	寡婦（夫）控除

を

「

内訳	給与所得等控除
	同居扶養控除
	老人扶養控除
	特定扶養親族控除
	普通障害者控除
	特別障害者控除
	寡婦控除
	ひとり親控除

人	円
人	円
人	円
人	円
人	円
人	円

」

に改める。

人	円
人	円
人	円
人	円
人	円
人	円
人	円
人	円

」

附　則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。